

○総務省訓令第 号

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

放送法関係審査基準の一部を改正する訓令

放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 衛星基幹放送業務の認定等</p> <p>第1条～第5条 [略]</p> <p>（認定の基準）</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。</p> <p>基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。</p> <p>[(2)～(8) 略]</p> <p>（認定の基準の特例）</p>	<p>第1章・第2章 [同左]</p> <p>第3章 [同左]</p> <p>第1条～第5条 [同左]</p> <p>（認定等の基準）</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。</p> <p>基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。</p> <p><u>また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。</u></p> <p>[(2)～(8) 同左]</p> <p>（認定の基準の特例）</p>

第6条の2 超高精細度テレビジョン放送(基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送を除く。)を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する前条(1)の規定による審査については、同(1)の規定にかかわらず、基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

[削る]

[削る]

[第7条～第10条 略]

[第3章の2～第6章 略]

別紙1 [略]

[削る]

第6条の2 超高精細度テレビジョン放送(基幹放送普及計画第1の1(4)エ又はオに規定する試験放送を除く。以下この条において同じ。)を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関する前条(1)の規定による審査については、同(1)の規定にかかわらず、次によるものとする。

(1) 基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、当該周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送の業務の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降は当該超高精細度テレビジョン放送の業務に使用することを予定するものとし、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

(2) 基幹放送普及計画第1の1(4)オに規定する試験放送に係る衛星基幹放送の業務の用に供している周波数は、前条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

[第7条～第10条 同左]

[第3章の2～第6章 同左]

別紙1 [同左]

別紙1の2 (第6条関係)

二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合における第6条(1)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によ

ることとする。

記

基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送(衛星基幹放送試験局を用いて行われるもの)に限る。以下この別紙1の2において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務を行うものであるときは、次の条件を満たすものでなければならない。

[削る]

[削る]

(1) 使用するトランスポンダ数を勘案した一日当たりの総放送時間(申請者が認定を受けようとするそれぞれの超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係る一日当たりの放送時間に当該超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係るトランスポンダ数を乗じて得た時間を、申請者が認定を受けようとする全ての超高精細度テレビジョン試験放送の業務について合計した時間をいう。)が12時間以内であること。

[削る]

(2) 申請者が指定を希望する放送時間帯と、申請者と同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送の業務を行う申請者以外の者が指定を希望している、又は指定を受けている放送時間帯とが重複しないこと。

[削る]

(3) 申請者と申請者と同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送の業務を行う申請者以外の者との間で超高精細度テレビジョン試験放送を実施するために必要な事項の調整をするための体制が構築されている、又は構築される見込みがあること。

[削る]

(4) 申請者は、超高精細度テレビジョン放送のうち有効走査線数が4,320本未満であるもの(以下「4K放送」という。)の業務及び超高精細度テレビジョン放送のうち有効走査線数が4,320本以上であるもの(以下「8K放送」という。)の業務のいずれも行うものであること。

[削る]

別紙 2 (第 6 条及び第 10 条の 3 関係)

第 6 条(7)又は第 10 条の 3 (7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1 その業務の認定を受けようとする者(以下この別紙 2 において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。

[2～15 略]

16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(令和 4 年個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。

[17～19 略]

別紙 3 (第 7 条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することができる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

[1 略]

2 上記 1 の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものを優先するものとする。

(5) 申請者は、超高精細度テレビジョン試験放送を受信する者が当該超高精細度テレビジョン試験放送を行っている基幹放送事業者の別及び当該超高精細度テレビジョン試験放送が 4 K 放送か 8 K 放送かの別を明らかに識別することができるようにするための措置を講ずるものであること。

別紙 2 (第 6 条及び第 10 条の 3 関係)

[同左]

1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙 2 において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。

[2～15 同左]

16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成 29 年総務省告示第 159 号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。

[17～19 同左]

別紙 3 (第 7 条関係)

[同左]

[1 同左]

[2 同左]

[(1)～(3) 略]

(4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この別紙3において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

[(1)～(6) 略]

[(1)～(3) 同左]

(4) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、一部の時間帯において超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(4)において「特定超高精細度テレビジョン放送」という。)以外の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送を受信する者が特定超高精細度テレビジョン放送以外の超高精細度テレビジョン放送であることを明らかに識別することができるようにするための措置(以下「超高精細度テレビジョン放送識別措置」という。)を講ずることが放送事項に明確に記載されていること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。

[3 同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における特定超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、特定超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

[(8)～(11) 略]

[削る]

[削る]

[削る]

(7) 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組を放送するものに限る。以下この(7)において同じ。)に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制があること。

高精細度テレビジョン放送を行う場合は、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

[(8)～(11) 同左]

4 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「BS放送」という。))であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2及び3の規定にかかわらず、以下によること。

(1) 次に掲げる周波数は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

ア 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件としてBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該

申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数

[削る]

イ 申請と同時に、当該申請について(3)又は(5)の審査によって認定を受けることを停止条件として行っているBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務の法第97条第3項の変更申請(伝送容量等(平成11年郵政省告示第776号(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件)第2号に規定する伝送容量等をいう。以下同じ。)を減少するものであって、当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに変更するものに限る。)に係る周波数

[削る]

(2) BS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務を廃止する旨(当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日までに廃止するものに限る。)を届け出ているものに係る周波数その他当該申請の認定の日から起算して1年6月を経過する日の翌日以降、認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数(BS放送に係る右旋円偏波の電波の周波数に限る。)となることが確実な周波数((1)ア及びイに掲げる周波数を除く。)は、第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなす。

[削る]

(3) 第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数(第6条の2(1)又は(1)若しくは(2)の規定により現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数とみなされたものを含む。

[削る]	<u>(7)において同じ。)に係るトランスポンダ数が2以上であるときは、特定申請を優先するものとする。</u>
[削る]	(4) <u>(3)の「特定申請」とは、次のいずれにも該当する申請をいう。</u>
[削る]	ア <u>超高精細度テレビジョン放送に係るトランスポンダ数 1/3 以下であって、(1)ア及びイに掲げる周波数に係るトランスポンダ数の合計が 1/6 以上であること。</u>
[削る]	イ <u>(8)の規定による上記2(1)及び上記2(2)から(4)までの基準のいずれにも適合していること。</u>
[削る]	ウ <u>指定事項として指定されることを希望する周波数のうち中央の周波数について、BS放送に係る右旋円偏波の電波の全ての周波数のうちのいずれでもよい旨が、規則別表第6の2号の規定に基づく衛星基幹放送の業務認定申請書の希望する周波数の項目に明確に記載されていること。</u>
[削る]	(5) <u>全ての特定申請について周波数を指定することができる場合以外の場合には、全ての特定申請について上記2の審査において同順位となったものとみなし、上記3((1)から(3)まで及び(8)から(10)までを除く。以下この4において同じ。)及び(9)から(12)までの規定により審査を行うものとする。</u>
[削る]	(6) <u>(3)の規定により特定申請について周波数を指定しても、なお指定することのできる周波数がある場合には、特定申請以外の申請について、上記2及び3並びに(8)から(12)までの規定により審査を行うものとする。</u>
[削る]	(7) <u>第6条(1)の現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数に係るトランスポンダ数が2未満であるときは、比較審査の対象となる全ての申請について、</u>

[削る]	<u>上記 2 及び 3 並びに (8) から (12) までの規定により審査を行うものとする。</u>
[削る]	<u>(8) 上記 2 (1) の規定による審査に当たっては、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が 3 割を超える申請の上記 2 (1) の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が 3 割を超えない申請と同程度とする。</u>
[削る]	<u>(9) 上記 3 (4) の規定による審査に当たっては、上記 3 (4) 中「3 割を超えないことが放送事項に明確に記載されている」とあるのは、「より少ないもの（放送事項に明確に記載されているものに限る。）である」とし、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける広告放送に係る放送時間の占める割合が 3 割を超える申請の上記 3 (4) の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までにおける当該割合が 3 割である申請と同程度とする。</u>
[削る]	<u>(10) 上記 3 (7) の規定による当該超高精細度テレビジョン放送をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、超高精細度テレビジョン放送識別措置を勘案するものとする。</u>
[削る]	<u>(11) 上記 3 (11) の規定による当該超高精細度テレビジョン放送の業務に係る申請の審査に当たっては、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日から起算して 1 年 6 月を経過する日の属する年の末日の前日までの申請の上記 3 (11) の基準への適合の度合いは、業務開始の予定期日が当該申請の認定の日</u>

<p>[削る]</p> <p>4 <u>放送衛星業務用の周波数を使用して行われる衛星基幹放送であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用する業務の認定に際しては、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3(1)から(11)までの各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</u></p>	<p><u>から起算して1年6月を経過する日の属する年の末日である申請と同程度とする。</u></p> <p>(12) <u>上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(7)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</u></p> <p>[新設]</p>
<p>5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2((1)を除く。)及び3((1)から(4)まで、(8)及び(10)を除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。</p>	<p>5 上記1の審査において同順位となった二以上の超高精細度テレビジョン放送(左旋円偏波の電波の周波数を使用するものに限る。)の業務に係る申請について更に審査を行う必要があるときは、上記2((1)を除く。)及び3((1)から(4)まで及び(8)から(10)までを除く。以下この5において同じ。)の規定によるほか、以下によること。</p>
<p>(1) 上記3(7)の規定による<u>特定超高精細度テレビジョン放送</u>をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、<u>超高精細度テレビジョン放送識別措置</u>を勘案するものとする。</p>	<p>(1) 上記3(7)の規定による<u>当該超高精細度テレビジョン放送</u>をより確実に行うことが可能な体制に係る審査に当たっては、<u>超高精細度テレビジョン放送識別措置</u>を勘案するものとする。</p>
<p>[(2) 略]</p>	<p>[(2) 同左]</p>
<p>[削る]</p>	<p>(3) <u>上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(7)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</u></p>

<p>6 <u>左旋円偏波の電波の周波数を使用する超高精細度テレビジョン放送の業務の認定に際しては、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3(5)から(7)まで、(9)及び(11)の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>7 <u>放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下この別紙3において「東経110度CS放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。</u></p>	<p>6 <u>放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星基幹放送(以下「東経110度CS放送」という。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。</u></p>
<p>[(1)～(10) 略]</p>	<p>[(1)～(10)同左]</p>
<p>[削る]</p>	<p>7 <u>BS放送(超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送に限る。以下同じ。)であって、右旋円偏波の電波の周波数を使用するものに係る業務の認定に際しては、上記1から3((11)を除く。以下この7において同じ。)までに掲げる基準によるほか、以下によること。</u></p>
<p>[削る]</p>	<p>(1) <u>BS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定の審査については、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、BS放送の既存の放送番組の画質の向上を目的とする、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係るものであって、申請者が、申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該申請者のBS放送の既存の放送番組に係る当該放送の業務(高精細度テレビジョン放送を行うものを除く。)を当該認定の日から起算して3年を経過する日までに廃止する旨を届け出ているものに係るトランスポン</u></p>

	<u>ダ数が0.125以上のものを優先するものとする。</u>
[削る]	(2) <u>上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</u>
8 基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。	8 基幹放送普及計画第1の1(4)エ及びオに規定する試験放送(以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。)の業務の認定に際しては、以下によること。
(1) <u>上記1、2(1)及び(4)、3(4)、(7)、(10)及び(11)、6並びに7((5)に係る部分を除く。)</u> の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。	(1) <u>上記1、2(1)及び(4)、3(4)、(7)、(10)及び(11)、4、5並びに6((5)に係る部分を除く。)</u> の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。
[(2) 略]	[(2) 同左]
<p>ア 試験放送の実施体制</p> <p>次に掲げる事項その他超高精細度テレビジョン試験放送の実施体制を総合的に勘案し、超高精細度テレビジョン試験放送の実施に当たり、放送事業者、放送用の受信機等の製造業者その他の超高精細度テレビジョン試験放送に係る関係事業者(以下この別紙3において「関係事業者」という。)の協力を得つつ、超高精細度テレビジョン試験放送をより効果的に実施することができる体制を有するものであること。</p> <p>(ア) 申請者が超高精細度テレビジョン試験放送を実施する場合の関係事業者による協力体制</p> <p>(イ) 超高精細度テレビジョン試験放送により試験、研究又</p>	<p>ア 試験放送の実施体制</p> <p>次に掲げる事項その他超高精細度テレビジョン試験放送の実施体制を総合的に勘案し、超高精細度テレビジョン試験放送の実施に当たり、放送事業者、放送用の受信機等の製造業者その他の超高精細度テレビジョン試験放送に係る関係事業者(以下「関係事業者」という。)の協力を得つつ、超高精細度テレビジョン試験放送をより効果的に実施することができる体制を有するものであること。</p> <p>(ア) 申請者が超高精細度テレビジョン試験放送を実施する場合の関係事業者による協力体制</p> <p>(イ) 超高精細度テレビジョン試験放送により試験、研究又</p>

<p>は調査を行う関係事業者への協力の内容</p> <p>(ウ) 超高精細度テレビジョン放送に係る周知広報及び視聴機会（有線一般放送による再放送及びパブリックビューイングを含む。）の拡大等普及促進の取組の内容</p>	<p>は調査を行う関係事業者への協力の内容</p> <p>(ウ) 超高精細度テレビジョン放送に係る周知広報及び視聴機会（有線一般放送による再放送及びパブリックビューイングを含む。）の拡大等普及促進の取組の内容</p>
<p>イ 放送番組の高画質性</p> <p><u>特定超高精細度テレビジョン放送</u>として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における<u>特定超高精細度テレビジョン放送</u>に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、<u>特定超高精細度テレビジョン放送</u>をより確実に行うことが可能な体制があること。</p>	<p>イ 放送番組の高画質性</p> <p><u>超高精細度テレビジョン放送</u>（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する<u>超高精細度カメラ</u>等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この号において同じ。）として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における<u>超高精細度テレビジョン放送</u>に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、<u>超高精細度テレビジョン放送</u>をより確実に行うことが可能な体制があること。</p>
<p>[別紙4 略]</p> <p>[別添1～3 略]</p>	<p>[別紙4 同左]</p> <p>[別添1～3 同左]</p>

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。